

被保険者各位

カルビー健康保険組合

理事長 外波山 昇志
(公印省略)

災害救助法適用地域にお住まい被災された皆様へ

今回の災害により被災された皆様には、心からお見舞申しあげます。
カルビー健康保険組合では、災害救助法適用地域にお住まい被災された方につきましては、申請いただくことにより、医療費の窓口自己負担金(※注にて説明)免除の取扱いをいたします。

該当される方は、証明書を発行いたしますので、当健康保険組合までご連絡ください。

記

○ 医療費自己負担金が免除となる方

災害救助法適用地域にお住まいのカルビー健康保険組合加入者で、今回の災害により家屋損傷等の被害(住宅全壊・半壊)を受け、該当期間内に保険診療を受けた方。

○ 申請方法

お住まいの自治体発行の『り災証明書(住宅全壊・半壊)』を添付のうえ、当健康保険組合あて、別紙、医療費一部負担免除申請書をご提出ください。
申請書受理後、当健康保険組合にて審査のうえ、『一部負担金免除証明書』を発行いたします。

この証明書を医療機関等の窓口に提示することにより、医療費の窓口自己負担金の支払いが免除されます。

○ 一部負担金免除期間

被災日より平成26年12月31日まで

(有効期限は暫定とし、今後の状況により検討いたします。)

※注 医療費の窓口自己負担割合は、5つに分けられています。

一般の方	・	・	・	医療費の3割負担
未就学児の方	・	・	・	医療費の2割負担
高齢受給者(70歳~74歳)				
一般の方で、誕生日が昭和19年4月1日までの方	・	・	・	医療費の1割負担
一般の方で、誕生日が昭和19年4月2日以降の方	・	・	・	医療費の2割負担
現役並み所得の方	・	・	・	医療費の3割負担

このそれぞれの負担を免除いたします。

〒321-3231

保険者番号 06090450

栃木県宇都宮市清原工業団地23-7

カルビー健康保険組合 電話 028-670-8119

(受付時間 土日、祝祭日を除く 8:30より 17:00)